

## 春日井市登録統計調査員に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、統計法（平成19年法律第53号）等に基づく国が実施する統計調査を正確かつ円滑に行うため、春日井市登録統計調査員（以下「統計調査員」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

### (定数)

第2条 統計調査員の定数は、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省令経済産業省令第1号）第7条第2項の担当調査区の数に2分の1を乗じて得た数を限度とする。

### (要件)

第3条 統計調査員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満20歳以上の者
- (2) 責任をもって調査事務を遂行できる者
- (3) 税務又は警察に直接関係のない者
- (4) 選挙に直接関係のない者
- (5) 暴力団その他の反社会的勢力に関係のない者

### (申込)

第4条 統計調査員として登録を希望する者は、その旨を市長に申し出るものとする。

### (登録)

第5条 市長は、前条の申出のあった者のうち適当と認める者を統計調査員として登録するものとする。

- 2 統計調査員の登録の期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。
- 3 統計調査員に欠員が生じたときに補完する場合の登録期間は、前任者の残任期間とする。

### (統計調査への協力)

第6条 統計調査員は、愛知県又は市が独自に行う統計調査に協力するものとする。

(研修)

第7条 統計調査員は、資質向上のための統計調査事務に関する研修を積極的に受講するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、統計調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 統計調査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 統計調査員から辞退の申出があったとき。

(報償費)

第9条 市長は、統計調査員が第7条の研修のうち、市が開催する研修に出席した場合は、1回当たり1,000円を予算の範囲内で支給するものとする。

(秘密の保持)

第10条 統計調査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。統計調査員でなくなった後においても、同様とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか統計調査員について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(春日井市常任登録統計調査員設置要綱の廃止)

- 2 春日井市常任登録統計調査員設置要綱（昭和48年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 21 日から施行する。